

年末調整事務についてご案内

【事務手続期間】

令和7年12月15日(月)～令和8年1月16日(金)

年末調整の時期となりました。今年度も受付につきましては、資料を一旦お預かりし後日受け取りに来ていただきます。事務処理に時間がかかりますので12月支給給与等が確定した方から順次受付いたします。不足する資料がないようご確認いただき、期限内にご来所ください。

【持参していただく資料】

- * 令和7年中に支払った全受給者（専従者、パート、アルバイト含む）の給料、預かった税金等の詳細がわかるもの【例：給料明細】
- * 令和7年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書
- * 令和8年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書
- * 令和7年分 給与所得者の基礎控除申告書兼給与所得者の配偶者控除等申告書兼給与所得者の特定親族特別控除申告書兼所得金額調整控除申告書

(注) 「基礎控除」や「給与所得控除」の見直し、「扶養親族等の所得要件」の改正、「特定親族特別控除」の創設の対応につき、配偶者・扶養親族等の正確な所得金額を必ず確認してください。

(注) 用紙は税務署からの郵送物の中に入っています。国税庁ホームページの「年末調整がよくわかるページ」を参考に受給者本人が記入してください。

受給者のマイナンバーの本人確認は事業主が行ってください。

受給者及び扶養親族等のマイナンバーについて、過去の書類等で確認できる場合は省略可

- * 配偶者の収入金額のわかるもの：源泉徴収票、給与明細等
- * 受給者の各種保険料控除証明書：生命保険料、地震保険料、旧長期損害保険料
- * 受給者の令和7年中に支払った国民健康保険料のわかるもの
- * 受給者の国民年金・国民年金基金の支払額証明書
- * 受給者の小規模企業共済の控除証明書
- * 受給者の住宅取得年末残高証明書、住宅借入金等特別控除申告書
- * 源泉徴収簿綴の作成

※可能な方は、総支給金額・預り金（源泉所得税・雇用保険料・社会保険料）を記入してください

※総支給金額は非課税交通費を差引いた金額かつ預り金を差引く前の金額ですのでご注意ください

- * 令和7年上期分の源泉税納付書控
- * 総勘定元帳または現金出納帳
- * 税務署から送付された諸用紙、市町から送付された諸用紙（届いている人のみ）
- * 事業主の認印
- * 個人事業主のマイナンバー及び本人確認書類

「マイナンバーカード」の表面と裏面のコピー または
「通知カード」の表面のコピー+運転免許書（健康保険証）のコピー

※納期の特例の承認を受けていない方の納付期限は1/13（火）

※納期の特例の承認を受けている方の納付期限は1/20（火）